

終章

1. 改訂の焦点

国際標準職業分類の2008年改訂、日本標準職業分類の2009年改訂、厚生労働省編職業分類の2011年改訂では、いずれも基本的に旧分類の原則、分類構造を維持したうえで職業の現状に合わせて必要な修正を行っている。三者とも旧分類の部分改訂に止まっているが、改訂作業の焦点は職業分類によって若干異なっている。

(1)国際標準職業分類

ISCOの改訂ではISCO-88の基本原則と主要構造を維持することが改訂作業前に既に決まっており、この枠組みのもとで、一般原則についてはスキルレベルの概念を操作的に測定する方法を明確にすること、分類項目については職業の現状に合わせて見直しを行うことをそれぞれ重視している。

ISCO-88では国際標準教育分類に対応してスキルレベルを設定している。しかし教育レベルを唯一の判断基準としているため、職業によっては統一的な適用が難しく、結局この方法は廃止せざるをえなくなった。それに代わって今回の改訂で採用されたのが、教育レベルを含む4要件である。その中で最優先の要件は教育レベルではなく、「主な仕事」である。スキルレベルを決定するとき主な仕事を最も重視する要件にしたことによってスキルレベルの統一的な適用が容易になったと言える。

今回の改訂では「スキルレベル＝主な仕事」とみなしているが、主な仕事（typical tasks）とは仕事の種類を指しており、仕事の種類とはISCOが1958年の設定当初から分類の対象にしていた type of work performed そのものである。ISCO-88にスキルレベルの概念が始めて導入されたとき、全く新しい概念であるかのように考えられていたが、その内容は突き詰めると仕事の種類そのものだったことが、今回の改訂で明らかになった。

ISCO-08ではスキルの構成概念であるスキルレベルとスキルの専門分野を適用して各職業を評価している。「スキルレベル＝主な仕事」のもとでは、それぞれの概念を次のように言い換えることができよう。即ち、スキルレベルとは仕事の種類を全体的・全面的に把握するための、いわば仕事の総論に該当する概念であり、他方、スキルの専門分野とは特定分野における仕事の種類を把握するための、いわば仕事の各論に相当する概念である。スキルレベルの概念が大分類に適用され、スキルの専門分野の概念が主に小分類の項目設定に適用されていることは、この視点を如実に表しているとも言える。

ISCOの改訂は1988年以来20年振りである。この間、職業分野によっては大きな変化が見られた。ISCOの改訂ではその変化を分類表に反映することが求められた。改訂によって項目数が特に大きく変化したのは小分類である。専門的職業やサービス・販売の職業では項目数が大幅に増加し、逆に製造工程等における機械運転の仕事では項目数が大幅に減少した。

ISCOは職業別統計を国際比較する際の国際基準であるため、日本標準職業分類はISCOとの整合性の向上を改訂方針に掲げている。ISCOの改訂のうち日本標準職業分類がその考え方を受け入れて見直しを行ったものは、次の通りである。

- ①専門的職業に位置づけられている情報通信技術者の項目を全面的に見直したこと
- ②キャッシャーの項目を事務の職業から販売の職業に移設したこと
- ③事務の職業に人事事務員の項目を新設したこと
- ④サービス・販売の職業に中分類「保健サービスの個人世話従事者」の項目を新設して、保健施設補助員、居宅介護員をその下位の項目に位置づけたこと

それとは逆に、ISCOの改訂のうち日本標準職業分類の考え方と異なるものは、次の通りである。

- ①管理的職業の区分を法人管理職員と個人事業管理職から、機能別管理職と分野別管理職に変更したこと
- ②準専門的職業とサービス・販売の職業にスーパーバイザーの項目を新設したこと
- ③サービス・販売の職業に通信販売係（インターネット通販受付を含む）を設定したこと

(2)日本標準職業分類

日本標準職業分類の改訂では、ISCOのスキルレベル概念を導入せず、旧分類の分類構造を前提にして作業が行われた。一般原則については、統計調査での利用を考慮して職業の定義や複数の分類項目に該当する場合の職業の決定方法の見直しなどが中心的な検討課題になった。他方、分類項目については、産業分類的・商品分類的な色彩の濃い項目を廃止して職業の純化を進めること、即ち、仕事の類似性にもとづいて区分する視点を徹底すること、職業の現状にもとづいて分類項目の見直しを行うことが改訂の中心になった。ISCOとの対応については、整合性を向上させ、国際比較の視点を強化することが課題であった。

今回の改訂の一番大きな特徴は仕事の類似性を重視して分類項目を再編・設定したことである。新たに設定された大・中分類は、いずれも仕事別の観点から項目が設定されている。たとえば、旧・大分類HとIを廃止して、新・大分類H、I、J、Kに再編するときの視点は仕事の違いである。新・大分類Hの中分類には仕事別の項目が設定された。また、新・大分類Bの2つの新中分類（製造技術者（開発）、製造技術者（開発を除く））は、製造技術者の仕事を開発とそれ以外の2つに大別して、それぞれを中分類に設定したものである。

このように仕事の類似性あるいは仕事の違いにもとづいて項目を設定することは、職業分類の純化を進めるための基本である。我が国の国勢調査用職業分類の歴史を見ると、職業分類の中から産業分類が分離し、次いで従業上の地位分類が分離している。そして仕事の類似性を重視した分類へと脱皮している。これは日本標準職業分類が歩んできた道でもある。

では、職業分類の純化を進めて行った先には何があるのだろうか。純化はある程度可能であるが、極端な進展はないと見られる。それは現実の職業に合わせて（即ち、後追的に）項目を設定したものが職業分類だからである。仕事を重視して職業を細分化することは可能であるが、細分化された職業を把握できるかどうかは別問題である。今回の改訂で新・大分

類Hの中分類に生産設備制御・監視従事者の項目が新たに設定された。工程が自動化されれば、それ以前に生産に直接携わっていた人の働き方が変わる。主に機械の制御を担当する人もいれば、機械の制御を行いながら、原材料の搬入、機械の点検、製品の検査、完成品の搬出などの他の仕事も主なる人も出てくる。このような仕事の違いを職業名から把握しようとしても、両者ともオペレーターや生産職などと呼ばれ、職業名で区分することは難しいのが現実である。仕事が存在するからといって職業の細分化を押し進めても、現状では、細分化された個々の仕事に対して独自の職業名が広く一般に流通していることは考えにくく、職業名を通して当該の仕事の把握することには限界がある。その地点が細分化（職業の純化）の上限であると考えられる。

ISCOとの対応は、上述したように、ISCO改訂に沿って見直しの行われた項目もあるが、ISCOの考え方とは異なる視点で項目を設定しているためにISCOに合わせることはできなかった項目もある。後者の例のひとつは新・大分類Kである。大分類Kは、当初、ISCO大分類9（単純作業従事者）に相当する項目として設定する方向で検討された。両者は主に身体を使って行う定型的な作業という点で共通性があるが、その範囲について考え方が異なっていた。ISCO大分類9には全分野にわたる労務作業だけでなく、補助の仕事も含まれているが、新・大分類Kには労務作業のうち限定的な分野の作業だけが含まれていた。両者の違いは明白である。このため新・大分類KはISCO大分類9に「相当」する項目としてではなく、「対応」する項目として位置づけられた。

(3)厚生労働省編職業分類

厚生労働省編職業分類は、大・中分類の項目を日本標準職業分類に準拠して設定し、小分類についても基本的に日本標準職業分類に準拠するという方針のもとで改訂が行われた。改訂の課題として指摘された問題は、改訂作業を通じてほぼ解消したと言える。たとえば、分類の原則については、十進分類の適用の是非、複数の分類項目に該当する職業の位置づけに関する分類原則、補助者・助手の位置づけの明確化などの問題が取り上げられ、日本標準職業分類との整合性を確保する視点や実務利用の職業分類が具備すべき条件などの観点から検討が行われ、その結果にもとづいて「総説及び一般原則」が加筆・修正された。旧分類では、複合的職務の分類原則が現実的ではなく、補助・助手・職場のリーダーなどの求人の位置づけに関する原則が未整備だったことから、職業紹介業務の現場に混乱が生じていたことは否めない。今回の改訂によって実務を的確に遂行するための環境が整ったものと考えられる。

今回の改訂の最大の特徴は細分類の見直しである。旧分類の細分類は、集約項目と特掲項目による2段階構成になっていた。それぞれの項目は項目名だけが表示され、その職務範囲はその上位の小分類に記述された主な職務内容から判断するしかなかった。今回の改訂では職業紹介業務の実務に利用する観点から、細分類の全面的・抜本的な見直しが行われた。統一的な業務処理に資するように、業務での利用頻度の高い職業を細分類に設定するとともに、それぞれの項目に職務範囲、類似職務との関係、分類上の留意点などを記述している。

機械を運転して特定の作業を行う仕事は、機械運転の項目に分類するのか、あるいは特定作業の項目に位置づけるのか、旧分類には原則が示されていなかったが、今回の細分類の見直しでは、そのような仕事の分類原則を関係項目に明記している。また、細分類には、実際に求人・求職の職種名として使われた職業名や広く流通して共通理解の形成されていると考えられる職業名が例示職業名として掲載されている。例示職業名は、求人職種等が当該項目に該当するかどうかの判断材料として使うこともできる。

2. 今後の課題

(1) 統計目的と実務利用の両方を併せ持つ職業分類のあり方

今回の改訂は、官民共通の職業分類を明記した1999年の改正職業安定法第15条のもとで行われる初めての改訂であった。官民共通分類のあり方を検討するために当機構が設置した職業分類研究会では、職業分類の共有化意識を醸成するための環境整備が必要である点で委員の意見が一致し、今回の作業は職業紹介業務に使用する1999年版労働省編職業分類の改訂に止まることになった。この背景にあるのは、職業分類に関する官民間の考え方の違いである。その違いが、分類体系、分類基準、分類項目などの違いをもたらしている。

職業紹介用分類である厚生労働省の職業分類は、統計目的の分類である日本標準職業分類に準拠して上位分類が設定されている。民間事業者の作成している職業分類は実務利用のための職業分類である。したがって、官民共通の職業分類という視点は、現実的に考えると、統計利用のために作成された職業分類と実務利用のために作成された職業分類を如何にして統合するかという問題に置き換えることができる。統計目的と実務利用の両方に利用できる共通分類を作成することは適切かという問題は、1953年のILO労働統計専門家委員会でも議論されたが、結論に至らなかった¹。そのためILO事務局は、加盟各国に対して、統計目的の職業分類と職業紹介目的の職業分類は同一の基礎的分类を共有するのが現実的か、それとも使用目的に応じて独自の職業分類を作成するほうが現実的かという点について意見を求めた²。結局、この点については曖昧なままでISCOが作成されている。

主要各国の現状を見ると、統計目的と実務利用の両方に同一の職業分類を使用している国と、使用目的に応じてそれぞれ独自の職業分類を作成している国がある。前者は公共部門における統計基準の設定を指向する国である。その代表的な職業分類は、米国、英国、オーストラリア・ニュージーランドなどの標準職業分類（Standard Occupational Classification）で

1 1949年の第7回ICLSにおいてISCOの大分類項目が採択され、ILOは1952年にISCO大分類にもとづいて「移民と職業紹介のための職業分類」（大・中・小・細分類の4段階構成の職業分類）を作成した。このため1953年のILO労働統計専門家委員会では、統計目的の職業分類と職業紹介目的の職業分類が分類を共有することは適切かという問題が取り上げられた。

2 我が国は、統計目的と職業紹介目的の職業分類では大分類と中分類を同一基礎にもとづく分類とし、その下位分類において両者の比較性をできるだけ考慮することが望ましい旨を回答している。

ある。

統計基準の設定を指向しながらも、利用目的に応じた分類を作成している国もある。この場合は、小分類などの基準となる分類レベルを決め、そのレベルに設定された職業を共有することになる。基準となる職業を共有して、それらをどのような体系に組み立てるのかは、分類の利用目的によって異なる。通常は、まず統計目的又は職業紹介用の職業分類を作成し、その小分類を使って、他方の利用に適した上位分類の体系を構築している。このタイプの職業分類を作成している国はカナダ¹や韓国である。韓国では統計庁がISCOに準拠した韓国標準職業分類（ISCOと同様に大分類、亜大分類、中分類、小分類の4段階分類）を作成し、公的統計調査の職業別表示にはこの分類が用いられる。一方、職業紹介業務には雇用情報院が作成している韓国雇用職業分類(KECO)が使用されている。この職業分類は、韓国標準職業分類と小分類を共有し、上位分類の体系を職業紹介用に組み替えたものである。

実務利用に適した職業分類でありながらも、統計目的の標準職業分類との整合性を確保しているカナダや韓国の職業紹介用職業分類は、官民共通の職業分類のあり方を考えるうえで参考になる点が多いと思われる。

(2)実務に必要な情報

職業紹介業務で職業分類が使用される主な場面は、求人・求職の受付と求人検索における検索条件の設定である。旧分類の細分類が職業名だけを表示した項目であることを考えれば、このような職業紹介業務の入り口での使用に止まっていることはやむを得ないと考えられる。今回の改訂では細分類を一新しているが、新たに追加された記述（職業定義、類似職務との関係、分類上の留意点、例示職業名）は職業紹介業務の入り口において必要な情報を整備しただけに過ぎない。つまり、これらの記述は細分類項目を適切に使用するための工夫であって、細分類を全面改訂したといっても、これまでの細分類の使用範囲を超える利用を想定しているわけではない。

このことは、職業相談などに必要な情報が細分類に記載されていれば、職業分類表を実務の中核的な部分に利用できる可能性があることを意味している。職業相談は、相談技法などの技術面のみならず、情報提供の面においても公共職業安定所職員・相談員の個人的なスキルに大きく依存しているのが実情である。相談の仕事は一般的に経験とともに熟練度が深まる。職業紹介業務では、熟達した職員のノウハウを共有することが不断に求められているとも言える。それを可能にするための手段のひとつは、職業情報の一般化とその普及である。たとえば、前職と異なる職種で求人を探さなければならない求職者と相談する場合、職業間の類似性に関する情報や入職の難易度に関する情報などが必要であろう。この種の情報が細

1 カナダ人的資源開発省とカナダ統計局は、1991年に最小単位の職業を共有し、それぞれの利用目的に適した分類体系を持つ職業分類（National Occupational Classification）を開発した。この体制は2001年の改訂でも継続したが、2011年の改訂ではそれぞれの目的別の職業分類は作成されず、統計基準の共有という政策のもとで職業分類を共有することになった。

分類に記載されていれば、職員はそこに記述されている職務情報と合わせて自らの職業理解を深めることができ、そのことが引いては職業相談に好影響を与えることにもつながると思われる。

しかし、職業相談の過程において真に必要な職業に関する情報は、今回の改訂版にも記載されていない。その種の情報を掲載している代表的な職業分類は、米国労働省のDOT (Dictionary of Occupational Titles) である。DOTは職業紹介用の職業辞典として作成され、求人・求職のマッチングや職業ガイダンスに必要なさまざまな情報が小分類の項目ごとに記載されている¹。それらの情報は個別職業を評価するときには役立つだけでなく、職業間の類似性や違いを評価するときにも利用することができる。このため厚生労働省編職業分類の細分類に記載すべき付加情報のあり方については、DOTから学ぶべき点が今でも多くあると考えられる。

1 DOTの職業情報を発展的に拡張してインターネットで提供しているのがO*NETである。なお、米国労働省は1991年のDOT第4版追補を最後に印刷物での職業情報の提供を終了し、1998年以降はO*NETでの情報提供に切り替えている。

参考文献

- 岡本英雄（1993）『国際標準職業分類 1988年改訂版』資料シリーズNo.30、日本労働研究機構
- 行政管理庁統計基準局（1960）『日本標準職業分類 昭和35年3月』
- 行政管理庁行政管理局（1970）『日本標準職業分類 昭和45年3月』
- 行政管理庁行政管理局（1980）『日本標準職業分類 昭和54年12月』
- 雇用職業総合研究所（1986）『労働省編職業分類 昭和61年版 職業分類表』
- 総務省政策統括官（統計基準担当）（2009）『統計基準 日本標準職業分類 平成21年12月設定』
- 総務省政策統括官（統計基準担当）（2010）『統計基準部会議事録・資料集』第1巻、第2巻
- 総務庁統計局統計基準部（1986）『日本標準職業分類 昭和61年6月改訂』
- 総務庁統計局統計基準部（1997）『日本標準職業分類 平成9年12月改訂』
- 総務省統計局統計基準部（2005）『日本標準職業分類に関する調査研究報告書』
- 西澤 弘（2000）『労働省編職業分類の改訂に関する研究』調査研究報告書No.130、日本労働研究機構
- 西澤 弘（2006）『職業紹介における職業分類のあり方を考える-労働省編職業分類の改訂に向けた論点整理-』労働政策研究報告書 No.57、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2007a）『官民共通の職業分類をめぐる現状と課題』労働政策研究報告書 No.77、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2007b）『公共職業安定所における職業分類の運用に関する調査報告書』JILPT資料シリーズ No.31、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2008）『職業分類研究会報告』JILPT資料シリーズ No.35、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2009）『職業分類の改訂に関する研究Ⅰ-細分類項目の見直しを中心にして-』JILPT資料シリーズ No.54、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2010）『職業分類の改訂に関する研究Ⅱ-分類項目の改訂-』JILPT資料シリーズNo.64、労働政策研究・研修機構
- 三浦信邦（1983）『経済統計分類論 - 職業・産業分類の形成 -』有斐閣
- 労働省職業安定局編（1953）『職業辞典』雇用問題研究会
- 労働省職業安定局編（1965）『職業辞典 改訂版』雇用問題研究会
- 労働政策研究・研修機構（2011）『第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表』
- International Labour Office (1958) *International Standard Classification of Occupations*, Geneva.
- International Labour Office (1969) *International Standard Classification of Occupations, Revised Edition 1968*, Geneva.
- International Labour Office (1990) *ISCO-88 International Standard Classification of Occupations*, Geneva.
- International Labour Office (2007) *Report: Meeting of Experts on Labour Statistics*.
- International Labour Office (website) ISCO - International Standard Classification of Occupations.
<http://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/index.htm>

[各国の職業分類]

(アメリカ)

Department of Labor, Employment and Training Administration (1991) *Dictionary of Occupational Titles, Revised Forth Edition*. Washington, D.C.

Department of Labor (website) Standard Occupational Classification.

<http://www.bls.gov/soc/home.htm#archives>

Executive office of the President, Office of Management and Budget (2000) *Standard Occupational Classification Manual 2000*. Springfield,VA: U.S.Department of Commerce, Technology Administration, National Technical Information Service.

National Center for O*NET Development (website) O*NET OnLine. <http://www.onetonline.org/>

(イギリス)

Office for National Statistics (2000) *Standard Occupational Classification 2000, Volume I, II*. London: The Stationary Office.

Office for National Statistics (website) Standard Occupational Classification 2010.

<http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/classifications/current-standard-classifications/soc2010/index.html>

(オーストラリア)

Australian Bureau of Statistics (1997) *Australian Standard Classification of Occupations, Second Edition*. Canberra: Australian Bureau of Statistics.

Australian Bureau of Statistics (website) ANZSCO - Australian and New Zealand Standard Classification of Occupations, First Edition, 2006.

<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/1220.0Main+Features12006>

(カナダ)

Human Resources Development Canada (2001) *National Occupational Classification*. Ottawa: Public Works and Government Services Canada.

Statistics Canada (2001) *National Occupational Classification for Statistics, 2001*. Ottawa: Statistics Canada.

Statistics Canada (website) National Occupational Classification (NOC) 2011.

<http://www.statcan.gc.ca/subjects-sujets/standard-norme/noc-cnp/2011/index-indexe-eng.htm>

(韓国)

韓国統計庁 (website) 韓国標準職業分類

<http://kostat.go.kr/kssc/main/MainAction.do?method=sub&catgrp=kssc&catid1=kssc02&catid2=kssc02a>

韓国雇用情報院 (website) 韓国雇用職業分類

http://survey.keis.or.kr/survey_keis/m_keco/keco_list_u.php